

おおい町求職者等に対するハラスメント防止方針

1 目的

この方針は、おおい町が実施する採用試験、採用説明会、インターンシップその他の採用活動等に参加する求職者等が安心して活動できる環境を確保するとともに、職員によるハラスメントを未然に防止し、公正かつ適正な採用活動を実施することを目的とする。

また、求職者等の保護を図るとともに、採用活動に従事する職員が誤解や疑念を受けることを未然に防止し、採用活動の透明性及び信頼性の確保を図るものとする。

2 対象者

この方針における「求職者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) おおい町職員採用試験の受験者
- (2) 採用説明会の参加者
- (3) インターンシップ又は職場体験等の参加者
- (4) その他、町の採用活動又は職業選択に関して町と接する者

3 ハラスメントの禁止

職員は、求職者等に対し、その人格及び尊厳を尊重し、次に掲げる行為その他これに類するハラスメントを行ってはならない。

- (1) 性的な言動
 - ア 性的な冗談、からかいその他不快感を与える発言
 - イ 性的経験、恋愛関係その他私生活に関する不必要な質問
 - ウ 食事、交際その他私的関係への執拗な誘い
 - エ 不必要な身体的接触
 - オ その他求職者等の就職活動等を阻害する性的な言動
- (2) 妊娠、出産、結婚等に関する不適切な言動
 - ア 結婚予定の有無に関する質問
 - イ 妊娠又は出産予定に関する質問
 - ウ 家族構成等に関する不適切な質問又は発言
- (3) その他のハラスメント
 - ア 威圧的、侮辱的又は差別的な言動
 - イ 人格を否定する発言
 - ウ 採用活動に関係のない過度な私的干渉
 - エ その他求職者等に精神的苦痛を与える言動

4 採用活動等における行動基準

職員は、採用活動等を実施する際、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 面接等の実施

- ア 面接及び面談は、原則として町が指定する施設又は町が指定するオンライン環境において実施する。
- イ 面接及び面談は、可能な限り複数の職員により対応する。
- ウ 密室状態での面談とならないよう配慮する。

(2) 連絡方法

- ア 求職者等との連絡は、公用の電子メール、電話その他町が認める方法により行う。
- イ 職員個人のSNSアカウント等を利用した連絡は行わない。
- ウ 求職者等に対し、私的な連絡先の交換を求めない。

(3) 私的接触の禁止

- ア 採用活動等に関連して私的な飲食又は面会を求めない。
- イ 採用活動等の目的を逸脱した接触を行わない。

5 相談窓口

求職者等がハラスメントを受けたと感じた場合又はそのおそれがある場合の相談窓口は、総務課に設置する「採用活動相談窓口」とする。

相談者のプライバシーは保護し、相談したこと、相談内容に関する事実確認に協力したこと等を理由として、採用選考その他において不利益な取扱いを行わない。

また、相談内容に応じて採用担当者とは別の職員が対応するなど、公正かつ適切な対応に努めるものとする。

6 相談への対応

相談を受けた場合は、総務課長を責任者として事実確認を行い、必要な調査及び対応を実施する。

ハラスメント行為の事実が確認された場合は、関係法令及び町の例規等に基づき、厳正に対処するとともに、再発防止に必要な措置を講ずるものとする。

7 周知

この方針は、採用活動等に従事する職員へ周知するとともに、必要に応じて町ホームページ等に掲載し、求職者等へ周知するものとする。